

大規模集客施設における駐車場内の 安全性の確保等に関するガイドライン

令和2年4月

(令和6年4月改正)

兵 庫 県

目 次

1 ガイドラインについて

- (1) ガイドラインの目的 - 1 -
- (2) 適用範囲 - 1 -

2 安全性の確保等に関する基本的な考え方

- (1) 安全な駐車場づくり - 2 -
- (2) 誰もが利用しやすい駐車場づくり - 4 -

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- (1) 駐車場出入口 - 5 -
- (2) 車路 - 9 -
- (3) 駐車マス等 - 13 -
- (4) 歩行者用通路 - 18 -
- (5) その他 - 21 -

4 標準仕様図（参考）

..... - 28 -

5 チェックリスト

..... - 29 -

6 参考文献等

..... - 32 -

3 安全性の確保等に関する配慮事項

1 ガイドラインについて

(1) ガイドラインの目的

大規模小売店舗などの大規模集客施設は、広域な商圈から自動車による来客を見込むため、これらを収容するための駐車場の設置が必要となる。特に、郊外に立地する施設においては、通常、広大な敷地に大規模な平面駐車場が整備される。

大規模小売店舗における駐車場については、その整備等に関し、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 4 条に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。）において、駐車場の位置及び構造等や歩行者の通行の利便の確保等に関し配慮すべき事項が掲げられているが、その具体的な対応等については、明示されていない部分が多い。このため、経済的な側面から、駐車場の収容台数の確保が優先され、安全性、利便性などへの対応が不十分な駐車場も散見される。

また、車両事故のうちの約 4 分の 1 が駐車場で発生しているとの報告や、高齢者等によるアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故の多発などの新たな社会問題も生じており、駐車場の安全性の向上が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本ガイドラインでは、駐車場の特性や事故の要因を踏まえつつ、安全で誰もが利用しやすい駐車場を整備するための基本的な方向性を示すとともに、指針に掲げられた配慮すべき事項を具体化・明確化し、駐車場の安全性の確保等を行う際の配慮事項として取りまとめた。

このほか、駐車場の整備等においては、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る法律（平成 18 年法律第 91 号）、福祉のまちづくり条例（平成 4 年兵庫県条例第 37 号）、地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）などにより、都市機能の維持及び増進、バリアフリー化や犯罪の防止の推進が求められており、これらの法令等に係るガイドライン等で示された配慮事項等についても適切に反映する必要がある。

大規模集客施設の駐車場が、安全で誰もが利用しやすい駐車場であるべきという社会的な要請に対応するため、本ガイドラインが駐車場の整備等に関わる多くの方々に活用されることを期待する。

(2) 適用範囲

本ガイドラインは、大規模集客施設に設置される自走式の来客用駐車場に適用することを想定している。

なお、機械式駐車場や駐車場用地が十分確保できない駐車場などにおいても、本ガイドラインの考え方を踏まえた対応が必要である。

3 安全性の確保等に関する配慮事項

2 安全性の確保等に関する基本的な考え方

大規模集客施設の駐車場は、不特定多数の者が利用するため、安全性を確保し、誰もが利用しやすい駐車場とすることが求められている。そのためには、駐車場の特性や場内における事故要因を把握し、安全性を向上させるための対策が必要となる。また、高齢化の進展、ノーマライゼーション理念の浸透に伴い、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた誰もが利用しやすい駐車場づくりが求められている。

(1) 安全な駐車場づくり

「駐車場の交通事故減少に向けた安全性向上のための施設運用に関する研究」((公財)東京都道路整備保全公社)で示された、①駐車場の特性及び②駐車場等の事故における主な問題点と対応課題を踏まえ、安全な駐車場づくりのために「気づきやすい環境への配慮」、「歩きやすい環境への配慮」、「迷わない環境への配慮」の3つの方向性を示す。

① 駐車場の特性

駐車場の車路を走行する車両は、一般の道路と比べると走行速度が低く、危険性が低いように感じるが、駐車場内は信号や交通標識等による交通整理が行われていないため、車路と歩行者用通路が明確に区分されず動線が重複することも多い。道路とは異なる駐車場の特性を以下に示す。

- ア 車両及び歩行者の動線が複雑かつ交錯する可能性が高い
- イ 交通秩序は運転者及び歩行者のマナー等に負う部分が多い
- ウ 道路よりも多様な情報を同時に処理する状況が発生しやすい

② 駐車場等の事故における主な問題点と対応課題

駐車場における交通事故の発生要因は「発見の遅れ」が大部分を占め、歩行者対車両及び車両対車両の事故では約9割、車両単独の事故でも約5割を占める。また、歩行者対車両の事故の1割は「判断の誤り」である。そこで、それぞれの事故要因における主な問題点と対応課題を次に示す。

3 安全性の確保等に関する配慮事項



3 安全性の確保等に関する配慮事項

(2) 誰もが利用しやすい駐車場づくり

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、県では、施設の整備基準の目的を理解しつつ、利用者に配慮した施設の整備・運営を促進するための「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き」を策定し、誰もが使いやすい施設の整備や運営を目指すため、利用者の立場から施設の点検・助言を実施する「福祉のまちづくりアドバイザーによるチェック&アドバイス制度」を設けている。駐車場づくりにおいては、これらを活用し、施設の問題点や改善案を段階的・継続的に検討する必要がある。

3 安全性の確保等に関する配慮事項

3 安全性の確保等に関する配慮事項

※以下の配慮事項によることが困難な場合、個別の計画に応じた措置により安全性を確保すること。

(1) 駐車場出入口

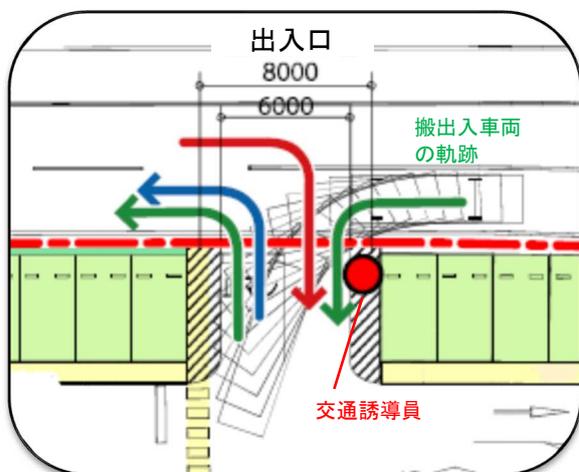
【配慮事項】

- ① 駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。
- ② 駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。
- ③ 入庫ゲートを設置する場合は、道路境界から6m以上の距離を確保すること。
- ④ 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。
- ⑤ 駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦とするよう努めること。
- ⑥ 駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。

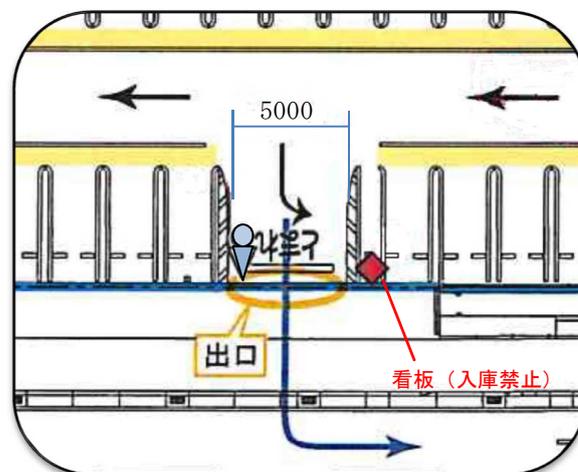
【解説】

- ① 駐車場出入口は、前面道路の交通への影響に配慮し、間口の長さは原則として6m以下とし、出庫時に複数の車両が並列して同時に出庫することがないように原則として出庫車線は1車線とすること。

なお、来店車両と搬出入車両等が兼用するため間口を長くする必要がある場合、来店車両が出入庫するための間口は、導流帯（ゼブラゾーン）の路面標示等により短くし、前面道路への影響を軽減すること。



ゼブラゾーンによる駐車場出入口の間口の絞り込み

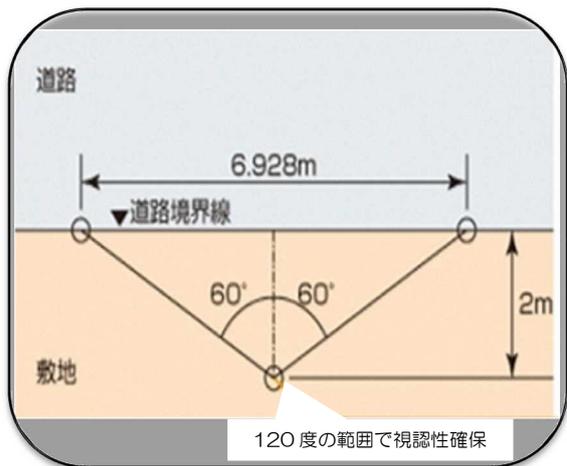


駐車場出入口を出庫専用とする場合の間口の絞り込み

3 安全性の確保等に関する配慮事項

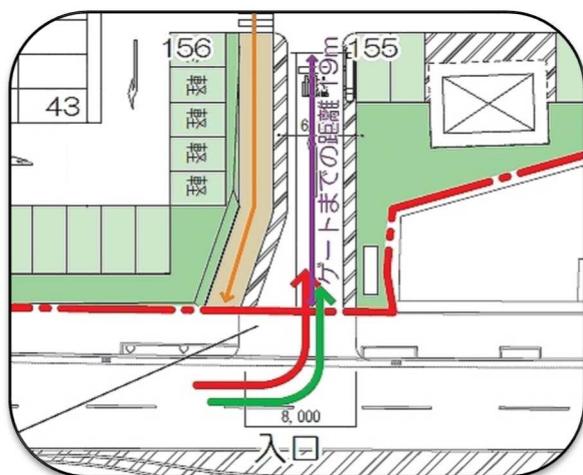
- ② 駐車場出口の構造は、前面道路を通行する歩行者や車両等の存在を直視により確認できる必要があるため、その付近に柵等を設ける場合、それらの位置や高さについては、出庫車両の停止位置から前面道路に対する視認性の確保を考慮すること。

高さが低い塀や透過性高い生垣などであっても、それらの高さが運転手の視線の高さを超えないようにするだけでは、通学中の児童、幼児、ベビーカー等の発見が遅れる可能性があるため、できる限りメッシュフェンスなどの見通しが良い柵等とすることにより視認性の確保に努めること。



駐車場法施行令による視認性確保

- ③ 出入庫ゲートの設置位置は、前面道路の交通への影響を考慮する必要がある。特に、入庫ゲートにおいて入庫待ち車両が生じた場合、後続車両が公道上に滞留する可能性があるため、入庫ゲートの設置位置は、道路境界から6m以上の距離を確保すること。



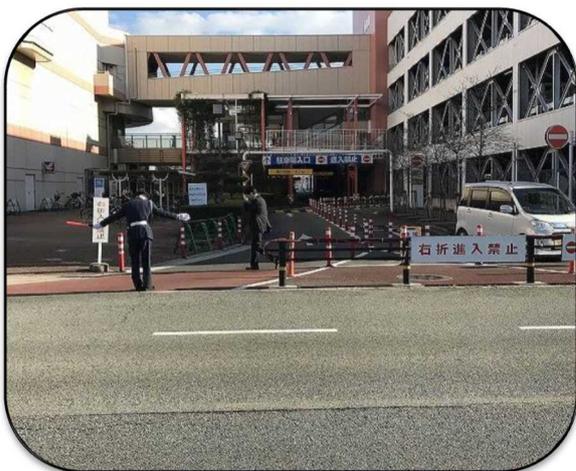
前面道路と入庫ゲートの離隔

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ④ 歩行者等の安全を確保し、円滑な出入庫が可能となるように、繁忙時等は駐車場の出入口に交通誘導員を適宜配置すること。

また、歩道と車道が区分されていない通学路には、駐車場出入口を設けるべきではない。区分がある場合においても、駐車場出入口付近の歩道を来店車両等が横断し危険なため、少なくとも通学時間帯においては交通誘導員の常駐などにより児童等の安全な通行に配慮すること。

なお、通学時間帯に交通誘導員の常駐以外の措置により安全性を確保する場合は、あらかじめ近隣の学校や地元自治会などの関係者と協議を行うこと。



交通誘導員の配置



通学時間帯の交通誘導員の常駐

- ⑤ 駐車場出入口及び出入庫ゲート付近では、停止位置は平坦な部分を確保するとともに、後続車両が待機するスペースについても、できる限り平坦な部分を確保するよう努めること。



平坦な停止位置

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ⑥ 駐車場出入口の出入庫の運用や前面道路の状況などを考慮し、利用者が適切な判断を行うことができるように路面標示や標識等により「一旦停止」、「右折出(入)庫禁止」、「通学路注意」、「バス運行ルート注意」、「徐行」などの適切な注意喚起を行うよう努めること。



注意喚起の標識

3 安全性の確保等に関する配慮事項

(2) 車路

【配慮事項】

- ① 路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差点部では路面標示等により優先性の明確化に努めること。
- ② 駐車場の車路は一方通行にするなど、単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。
- ③ 徐行を徹底するため、路面標示やハンプの設置等を行うよう努めること。
- ④ 建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。
- ⑤ 主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口により退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。
- ⑥ 駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。

【解説】

- ① 一方通行と相互通行を混用する場合や一方通行の車路の幅員が比較的広い場合、逆走防止対策として路面標示を行うなどの配慮が必要である。特に、車路の交差点部では、法定外表示等により優先性等を明確に示すよう努めること。また、ドライブスルーを設ける飲食店を併設するなど、一般的な車路の運用と異なる部分がある場合は、路面標示と標識を組み合わせるなど、丁寧な誘導を行うよう努めること。



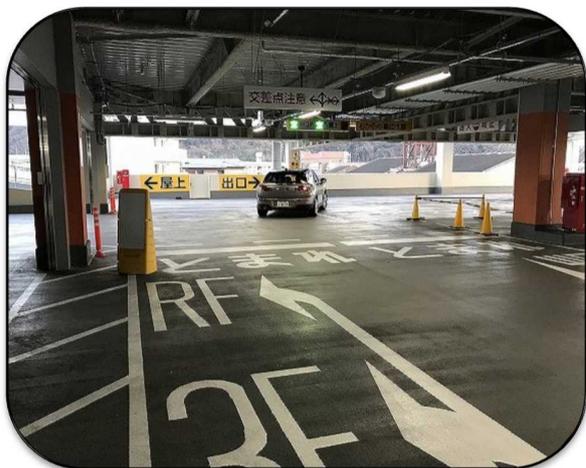
優先性の明確化



ドライブスルーへの路面標示

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ② 駐車場内では、歩行者や自転車、走行中又は停車中の車両に注意しながら運転する必要がある。また、一般の道路を走行する際よりも多くの情報を把握しながら運転する必要があるため、駐車場の車路は可能な限り一方通行とするなど単純で分かりやすいレイアウトとし、路面標示や標識等により判断に迷わない環境を整えるよう努めること。

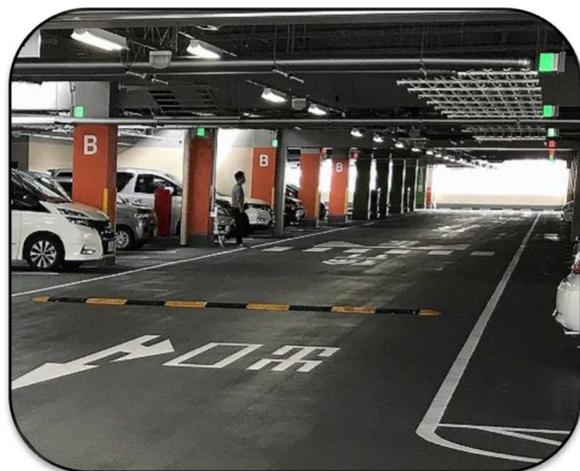


路面標示や標識等による誘導

- ③ 長い直線部分など車両の走行速度が上がりやすい車路は、車両の走行速度の上昇に伴い、確認不足や運転操作の誤りが生じ、事故を引き起こす可能性が高まるため、路面標示やハンプの設置等により徐行の徹底に努めること。



路面標示による注意喚起



ハンプの設置

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ④ 建物やその他の構造物の配置により曲がり角が多い車路、立体駐車場などにおける急勾配の車路等は視認性が悪いため、運転者に対する注意喚起の表示やカーブミラーの設置など、安全対策について配慮するよう努めること。



カーブミラーの設置

- ⑤ 駐車マス（駐車場内において個々の車両を駐車するための空間をいう。以下同じ。）から駐車場出口までの主要な車路の分岐点等には、出口への進路を示すよう努めること。特に、出口によって退店する方面が異なる場合、退店する方面別に適切な出口へ誘導するための路面標示又は標識を設置するよう努めること。



方面別に出口を誘導する路面標示



方面別に出口へ誘導する標識

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ⑥ 駐車場出入口付近は、来店車両が出入庫する際に、前面道路や駐車場内の状況を把握しつつ、路面標示や標識等の情報を読み取り、適切な運転操作を行う必要がある。よって、前面道路への影響や発見の遅れによる事故の危険性を低減するため、駐車場出入口付近は、単純な形状の車路とし、駐車待ち車両による滞留が生じないようにすること。

3 安全性の確保等に関する配慮事項

(3) 駐車マス等

【配慮事項】

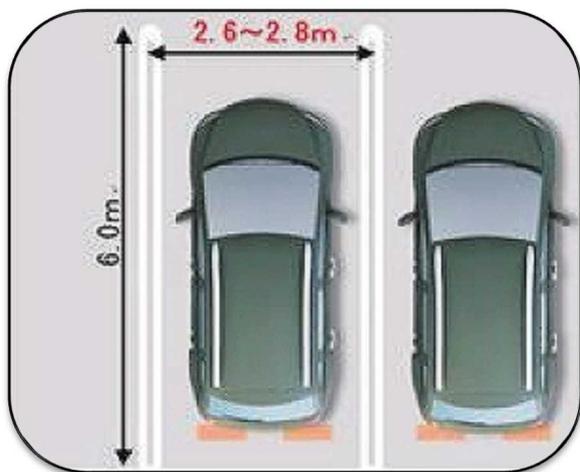
- ① 必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅2.5m以上、奥行5.0m以上とすること。
- ② 障害者等用駐車マスの周囲には、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。
- ③ 障害者等用駐車マスは、原則複数設置とし、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とすること。
- ④ 複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車スペースを設けるよう努めること。
- ⑤ 大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減に努めること。
- ⑥ 来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。

【解説】

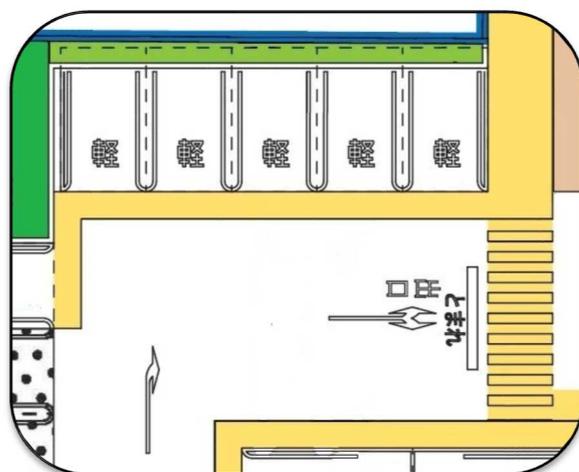
- ① 必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅 2.5m 以上、奥行 5.0m 以上とすること。

また、近年の普通自動車の大型化を考慮し、余裕のある駐車スペース（駐車マスの大きさを幅 2.6～2.8m、奥行 6.0m 以上とし、区画線を二重線として隣接する駐車車両とのクリアランスを確保したもの）の整備についても検討すること。

なお、敷地の形状や建物その他の構造物の配置などにより、上記のサイズより小さい駐車マスを設ける場合は、軽自動車専用等とし、その旨を利用者に対して視認しやすい位置に表示するよう努めること。



余裕のある駐車スペース

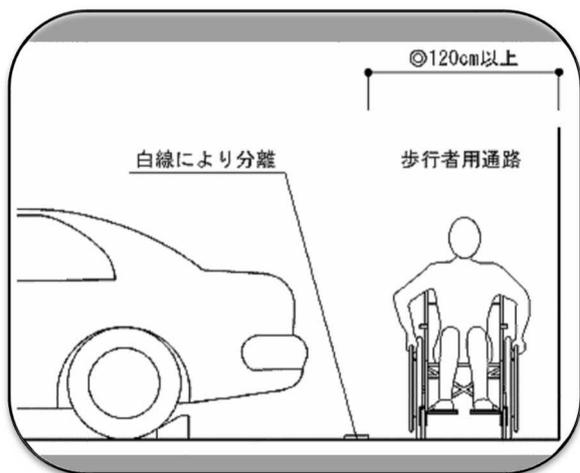


軽自動車用駐車マスの表示

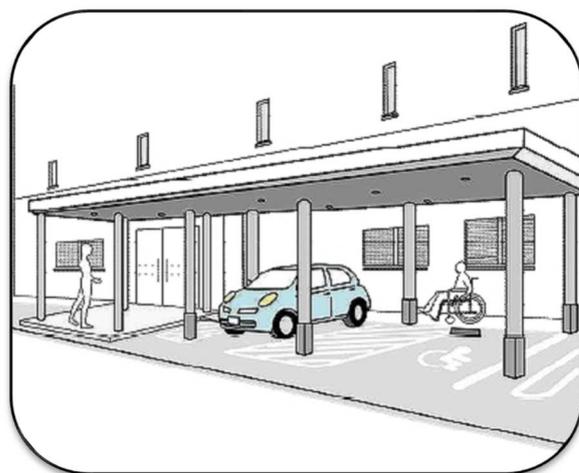
3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ② 車いす使用者など、車の乗降や移動に際して配慮が必要な者のための駐車マス（以下「障害者等用駐車マス」という。）は、車いす使用者が円滑に乗降できるように法令等により標準的な駐車マスより広い幅 3.5mを確保するように定められている。

車いす使用者が車両から乗降する際、車両の側面だけではなく、後方からも乗降する必要があるため、駐車マスの後方には安全な歩行者用通路に面した乗降スペースを確保するよう努めること。また、降雨時及び降雪時に備え、建物出入口等まで連続した屋根等を設けるよう努めること。

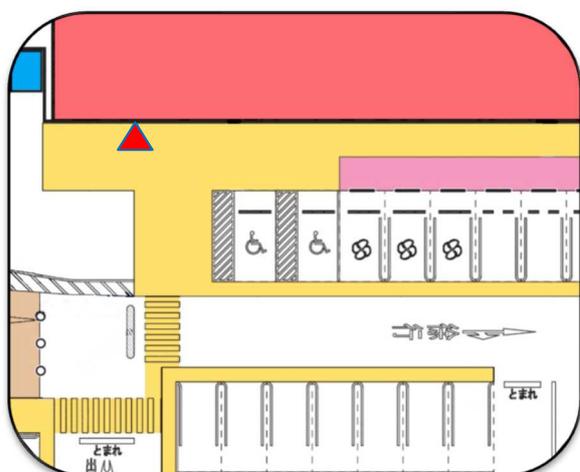


安全な歩行者用通路

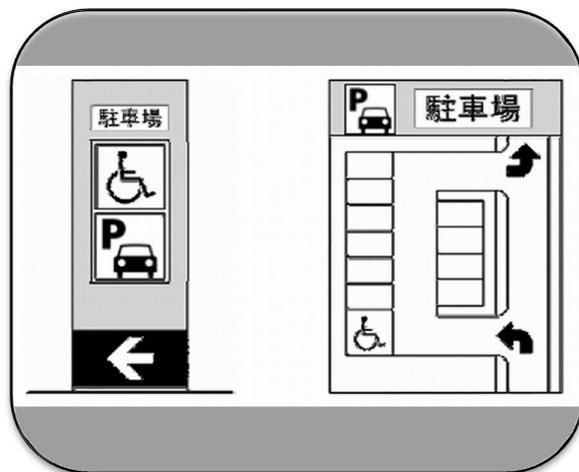


建物出入口等まで連続した屋根

- ③ 障害者等用駐車マスは、原則複数設置することとし、利用者の負担を軽減するため、建物の主たる出入口又はエレベーター（以下「建物出入口等」という。）まで円滑に移動できる経路ができるだけ短くなる位置に設けること。また、その位置が駐車場出入口から見やすい位置にない場合、その位置まで案内標識等により誘導すること。



建物出入口付近に配置された障害者等用駐車マス



障害者等用駐車マスへの誘導例

3 安全性の確保等に関する配慮事項

なお、設置する駐車マスが少数で駐車場が狭く、障害者等用駐車マスの複数設置が困難な場合についても、適切な位置に「兵庫ゆずりあい駐車場制度」に対応する駐車マスを設けるなどの配慮に努めること。

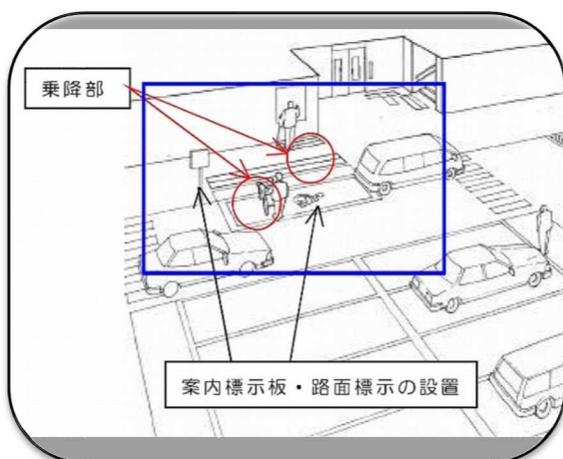
- ④ 一定規模以上の複合的な商業施設などは、回遊性が高く、障害者等用駐車マスが長時間にわたり利用されたままになることも想定されるため、停車スペース（高齢者、障害者等の安全かつ円滑な乗降のため車両の一時的な停車に利用するスペースをいう。以下同じ。）を設けるよう努めること。これにより、障害者等が同乗する車両は、一般の駐車マスを利用することが可能となる。

特に、複合的な商業施設で、店舗面積が 6,000 m²を超えるものについては、買い回りなどによって来店者の滞在時間が1時間を超えることが想定されるため、障害者等用駐車マスが継続して利用される機会が増加することとなる。このような施設で、大規模な平面駐車場を保有している場合は、利用者のニーズも高く、また、施設設計面上も大きな支障となり得ないことから、停車スペースの設置を強く求められることとなる。

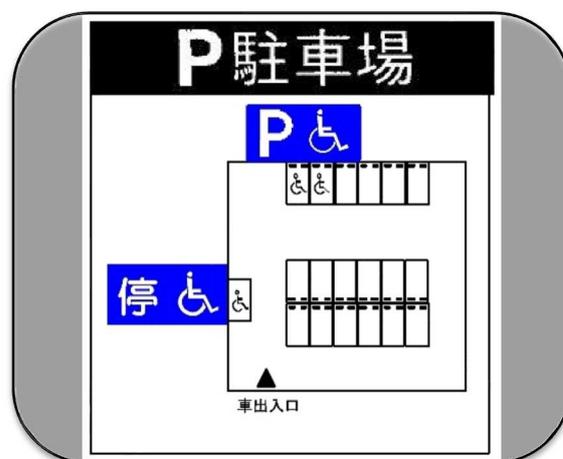
また、これより規模が小さい施設についても、地元市町等の取組としてデマンド型乗合交通の導入が進められている場合や必要駐車台数を大きく上回る駐車マスを保有し敷地に余裕がある場合などは、停車スペースの設置に努めること。

なお、停車スペースは、障害者等用駐車マスと同様に建物出入口等まで円滑に移動できる経路ができるだけ短くなる位置に設け、福祉車両等の利用を考慮した大きさを検討するよう努めること。また、その位置が駐車場出入口から見やすい位置にない場合、その位置まで案内標識等により誘導すること。

その他、安全な乗降スペースの確保や建物出入口等まで連続した屋根等の設置に努めるなど、障害者等用駐車マスを設置する場合と同様に周辺環境整備について配慮すること。



停車スペースの設置



停車スペースへの誘導例

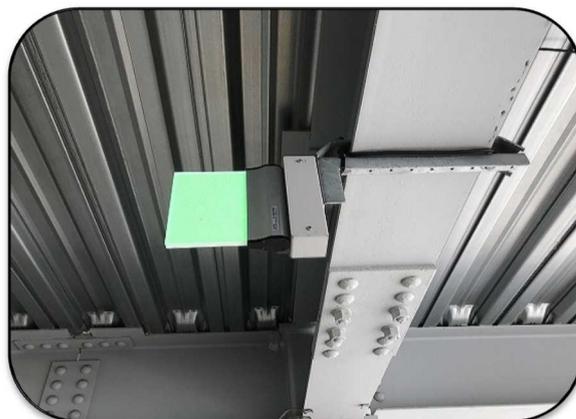
3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ⑤ 建物その他の構造物の配置により、見通しが悪く、駐車マスの空き状況を容易に把握できない大規模な駐車場や立体駐車場等では、運転者が空き駐車マスを探しながら運転操作を行うため、運転への意識が散漫になり、場内の円滑な交通の支障となるおそれがある。

よって、一体のエリアやフロアごとの満空表示や交通誘導員による細やかな誘導など、空き駐車マスの位置が視覚的に容易に把握できるような誘導に努め、運転者の負担軽減を図ること。特に、大規模な駐車場や分散配置された駐車場においては、満空表示以外にセンサーによりリアルタイムで空き状況を検知し、駐車マスの上部に設置された招き灯等により空き駐車マスの位置を知らせる車両誘導システム等の導入についても積極的に検討すること。

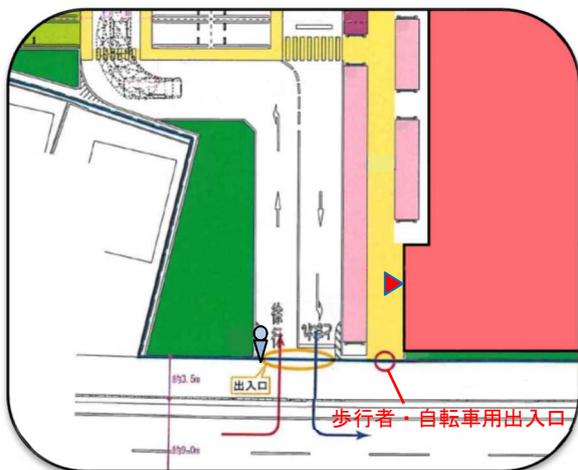


車両誘導システムによる空き駐車マスへの誘導

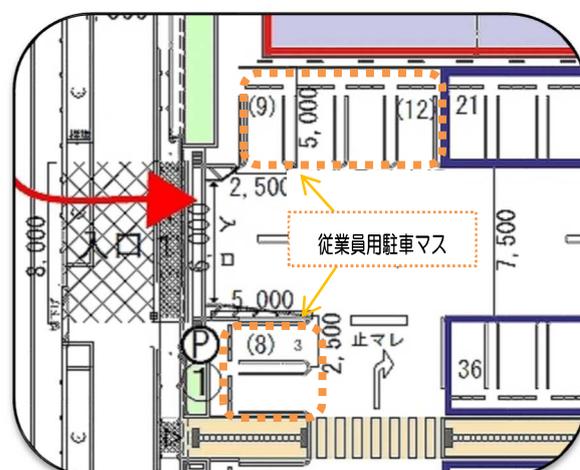


車両誘導システムの招き灯

- ⑥ 駐車場出入口は、出入庫のために来店車両等が集中するため、その付近で入庫した車両が駐車又は駐車待ちを行った場合、後続車両等が滞留し、円滑な出入庫を妨げるおそれがある。このため、駐車場出入口付近には来客用駐車マスを設けないか、営業時間中に出入庫しない従業員用の駐車マス等とするよう努めること。



駐車場出入口と駐車マスとの離隔



駐車場入口付近への従業員用駐車マスの設置

3 安全性の確保等に関する配慮事項



コラム 兵庫ゆずりあい駐車場

◆兵庫ゆずりあい駐車場制度とは

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場に設置している、障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、県内共通の利用証を交付する制度です。

◆登録について(施設管理者向け)

兵庫ゆずりあい駐車制度の趣旨をご理解いただき、兵庫県へのご登録をお願いします。(登録の様式は兵庫県のホームページからダウンロード可)

【ご登録いただくと】

- ① 駐車スペースに掲示するための案内標示・コーンを提供
- ② 県のホームページに施設名を掲載

※ 他府県で交付された同様制度の利用証を提示された方も、兵庫ゆずりあい駐車場の利用対象者となります。



兵庫県 ホームページ

「兵庫ゆずりあい駐車場について」

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tyuusyajyou.html>



3 安全性の確保等に関する配慮事項

(4) 歩行者用通路

【配慮事項】

- ① 駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員1m以上の識別しやすいものとし、車路の横断箇所を極力少なくすること。
- ② 島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。
- ③ 自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員2m以上とすること。
- ④ 障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。
- ⑤ 建物が複数棟ある場合は、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。

【解説】

- ① 駐車場内の歩行者用通路は、安全性確保の観点から歩車分離等による安全対策を講じることが重要である。一方で、駐車場内には歩行可能な経路が多数あるため、その全てで安全対策を徹底することは現実的ではない場合がある。

そこで、カラー舗装やライン引きなどにより、歩行者が駐車マスから建物出入口等までの経路を選択する際に重要視する「幅員の広さ」、「識別しやすさ」、「横断箇所の少なさ」に配慮した経路を確保し、歩行者をその経路へ誘導する方法が有効である。

駐車マスの前面の車路に並行して歩行者用通路を確保する場合、カート利用等を踏まえ、幅員を1m程度とし、建物出入口等に近づくにつれ通路の幅を段階的に広くするなど、通路へ誘導する利用者の数を踏まえて検討すること。



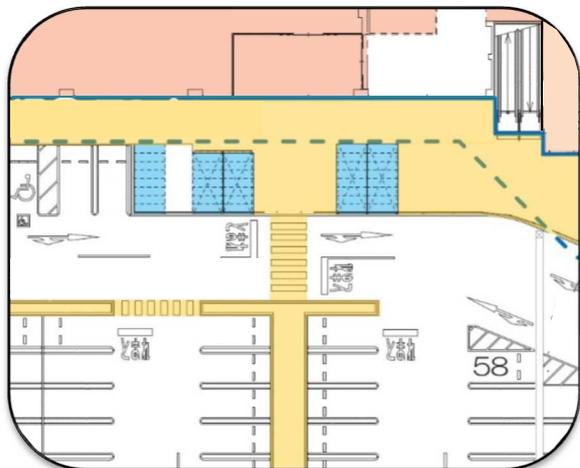
明確に表示された歩行者用通路



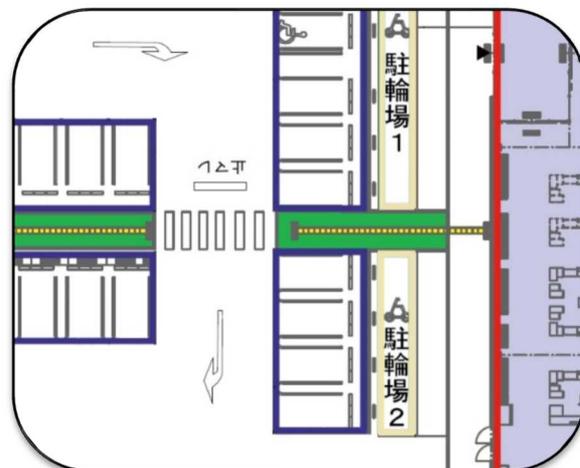
駐車マス前面の歩行者用通路

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ② 島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置すること。この場合、車止めの設置のみでは通路を移動する歩行者の安全確保を図ることは困難であるため、看板設置による注意喚起の表示や歩行者通路部分のカラー舗装などの対策を併せて行うこと。



車止めの設置（歩行者用通路）



車止めの設置及び歩行者用通路のカラー舗装などによる安全確保

- ③ 自転車と歩行者等が同じ通路を利用する場合は、自転車は押して通行するよう周知する必要がある。その際、敷地の出入口から駐輪場までの通路は、安全なすれ違いに配慮し、幅員2m以上を確保すること。

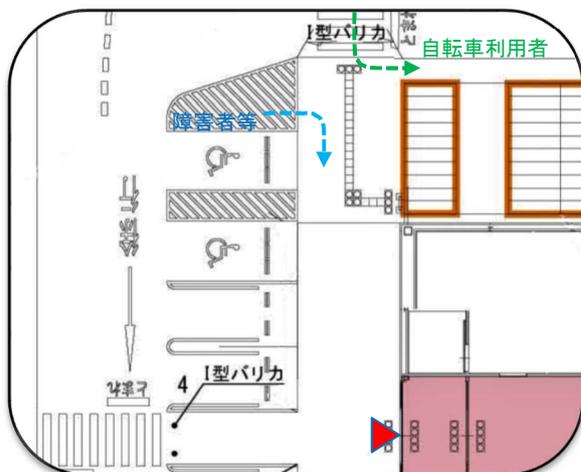
特に、高齢者や障害者等が利用する経路となる場合は、杖や車いすを利用することも想定した幅員の確保に努めること。



自転車利用者への注意喚起

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ④ 障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として、車両等の交通動線と分離するように設定すること。これは、障害者等用駐車マスは建物出入口等からの距離ができるだけ短くなる位置に設けられるため、その通路が車両等の交通動線と交錯することがないように設定することは比較的容易と考えられるためである。



自転車の動線と分離された通路

- ⑤ 建物が複数棟ある場合は、建物間の移動についても安全かつ円滑な移動が可能な歩行者用通路を確保すること。



建物間を接続する歩行者用デッキ



歩車分離された建物間の連絡通路

3 安全性の確保等に関する配慮事項

(5) その他

【配慮事項】

- ① 歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵を設けるよう努めること。
- ② 営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。
- ③ 駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前などの人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。
- ④ 駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、適切な位置に設けるよう努めること。
- ⑤ 駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限も適切な動線を確保すること。
- ⑥ 夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。
- ⑦ 駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。
- ⑧ グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案して駐車マスを配置するよう努めること。
- ⑨ 計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け車両の発生が懸念される場合は、駐車場内の安全確保のための対策を講じるよう努めること。
- ⑩ 道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。

【解説】

- ① 高齢者等によるアクセルとブレーキの踏み間違いにより、車両が急発進し事故が発生する事例が多いため、歩行者用通路、駐輪場、建物等に面して車路や駐車マスを配置する場合、防護柵等を設けるよう努めること。



歩車分離された通路



防護柵の設置

3 安全性の確保等に関する配慮事項

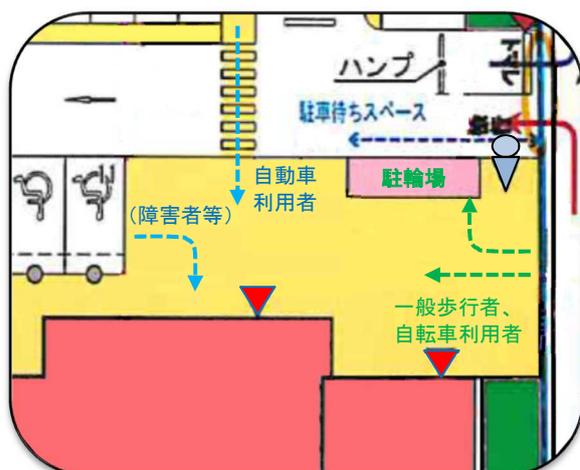
- ② 営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場の一部を利用する場合は、来店車両や歩行者等の安全な通行の確保のため、適切な位置に交通誘導員を配置し、歩行者等の動線と明確に区分すること。

また、来客用駐車マスの付近に荷さばき施設を設ける場合、荷さばき作業や搬出入車両等の影響が大きい駐車マスは従業員用とするなど、来客の安全を確保するための対策を行うこと。



荷さばき施設付近に配置された従業員用駐車マス

- ③ 建物出入口の前は、多数の来客が利用し、歩行者動線が集中することから、人との接触などが起きやすいため、自転車の利用者が敷地の出入口から駐輪場まで移動する経路は、建物出入口の前を通過しないように配置すること。



十分なスペースが確保された建物出入口付近

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ④ ショッピングカート置場が配置された駐車場では、来客が購入した商品を自分の自動車に運んで積み替え、空になったカートを所定のカート置場に返却することとなるが、大規模な駐車場では、駐車位置からカート置場が遠いためにその場にカートが放置され、当該カートと車両が接触事故を起こすおそれがある。そのため、駐車場内の適切な位置にカート置場を設け、定期的に回収するよう努めること。また、カートの配置箇所に所定の位置に戻すよう明示し、必要に応じて場内アナウンス等により注意喚起するなどの配慮を行うよう努めること。



適切に配置されたカート置場

- ⑤ 駐車場の一部において、騒音又は防犯の観点から夜間における利用を制限する場合は、駐車場内の施設が夜間においても適切に利用できるよう配慮すること。特に、障害者等用駐車マスは、通常時と同様に利用できるよう、その配置や建物出入口等までの動線について配慮すること。



駐車場の夜間の利用制限

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ⑥ 夜間又は建物内の駐車場において、障害物や標識等を明確に認識できるようにするとともに、犯罪の防止にも配慮し、照明施設を適切に設けるよう努めること。特に、歩行者用通路において一定の照度を連続的に確保するよう努めること。

○ 参考：照明基準総則（JIS Z 9110：2010）より抜粋

駐車場（領域、作業又は活動の種類）		維持照度 E_m (lx)	
屋内・地下	車路	交通量：多い	150
		交通量：中程度	75
		交通量：少ない	30
	駐車位置	出入りの多い	75
		出入りの少ない	30
屋外	交通量：多い	20	
	交通量：中程度	10	
	交通量：少ない	5	

※維持照度：ある面の平均照度を使用期間中に下回らないように維持すべき値

- ⑦ 駐車場や駐輪場は、人の視線が確保できる場所に配置し、死角となる場所が生じる場合については、必要に応じて防犯カメラ、防犯ミラー、センサーライト、防犯ベル等の防犯設備を設置するよう努めること。



○ 死角に対する防犯カメラの設置

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ⑧ グラスパーキングとする場合は、日照時間など、芝生等の生育への影響を検討し、計画段階において整備の適否を判断するとともに、長時間の駐車による日照や水分（降雨）の不足が懸念される箇所や頻繁な出入庫などが想定される箇所には設けないよう努めること。また、長期間にわたり健全に維持していくことを念頭に計画・設計・施工・維持管理・補修を一体的に検討するよう努めること。



グラスパーキング



保護材による車輪部の補強

- ⑨ 計画地が信号交差点の角地にある場合は、交差点を經由しないで他方の道路へ通り抜けるため、信号待ちの車両が計画地の駐車場へ進入することが想定される。また、このような車両は、駐車場内を通過する際に減速しない場合が多く、事故の危険性が高まる。通り抜け車両の発生防止に配慮するとともに、駐車場内の車両の走行速度を抑制するため、車路や駐車マスのレイアウトを工夫するよう努めること。



通り抜け車両への注意喚起

3 安全性の確保等に関する配慮事項

- ⑩ 道路から直接駐車できる（いわゆる「串刺し」）駐車マスや駐輪場は、道路上で切り返しを行うことや出入口の位置が不明瞭であることなど、前面道路への影響が大きく危険である。特に、駐車場法の適用を受けない規模の隔地駐車場や駐輪場を道路境界付近に設ける場合において、出入口以外の部分の道路境界付近にフェンス等を設置するなど、駐車場や駐輪場の出入口の位置を明確にするとともに、場内の通路を経由して安全に出入庫するよう対策を講じること。



コラム チェック&アドバイス制度

- 福祉のまちづくり条例(平成22年12月改正)に基づき、多数の方が利用する施設(以下、「特定施設」という。)について、県が登録する「福祉のまちづくりアドバイザー」(以下、「アドバイザー」という。)をあっせんし、利用者目線から施設整備と管理運営に関して点検・助言を実施する制度です。

◆福祉のまちづくりアドバイザーとは

利用者の立場での視点、建築・福祉等に関する専門的な視点から、県内の施設について点検・助言する「福祉のまちづくりアドバイザー」を登録しています。

利用者アドバイザー	施設の点検・助言の経験や、県の主催する福祉のまちづくりアドバイザー養成研修の受講などにより、福祉のまちづくりに見識のある障害者等
専門家アドバイザー	高齢者・障害者等に配慮した施設の設計・監理の実務や施設の点検・助言の経験を持つ建築・福祉の専門家（建築士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等）

兵庫県 ホームページ「チェック&アドバイス制度」

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html



3 安全性の確保等に関する配慮事項



コラム ひょうご県民ユニバーサル施設

- 福祉のまちづくりアドバイザーの助言内容など、利用者の意見を適切に反映した施設整備・管理運営の改善を行った施設は「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定を受けることができます。



兵庫県 ホームページ「ひょうご県民ユニバーサル施設認定制度」

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/universal_nintei.html



4 標準仕様図（参考）

【(1) 駐車場出入口】(P.5～)

- ① 駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。
- ② 駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。
- ③ 入庫ゲートを設置する場合は、道路境界から6m以上の距離を確保すること。
- ④ 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。
- ⑤ 駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦とするよう努めること。
- ⑥ 駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。

【(2) 車路】(P.9～)

- ① 路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差部では路面標示等により優先性の明確化に努めること。
- ② 駐車場の車路は一方通行とするなど、単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。
- ③ 徐行を徹底するため、路面標示やハンブの設置等を行うよう努めること。
- ④ 建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。
- ⑤ 主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口によって退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。
- ⑥ 駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。

【(3) 駐車マス等】(P.13～)

- ① 必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅2.5m以上、奥行5.0m以上とすること。
- ② 障害者等用駐車マスの周囲には、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。
- ③ 障害者等用駐車マスは、原則複数設置とし、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とすること。
- ④ 複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車スペースを設けるよう努めること。
- ⑤ 大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減に努めること。
- ⑥ 来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。



【(4) 歩行者用通路】(P.18～)

- ① 駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員1m以上の識別しやすいものとし、車路の横断箇所を極力少なくすること。
- ② 島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。
- ③ 自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員2m以上とすること。
- ④ 障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。
- ⑤ 建物が複数棟ある場合は、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。

【(5) その他】(P.21～)

- ① 歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵を設けるよう努めること。
- ② 営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。
- ③ 駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前などの人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。
- ④ 駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、適切な位置に設けるよう努めること。
- ⑤ 駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限時も適切な動線を確保すること。
- ⑥ 夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。
- ⑦ 駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。
- ⑧ グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案して駐車マスを配置するよう努めること。
- ⑨ 計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け車両の発生が懸念される場合は、駐車場の安全確保のための対策を講じるよう努めること。
- ⑩ 道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。

凡例

--- 敷地境界線	■ 緑地
□ 施設建物	■ グラスパーキング
■ 荷さばき施設	■ カーブミラー
■ 駐輪場	■ ハンブ
■ バイク置場	■ 防護柵
■ 歩行者用通路	◆ 案内看板
■ 従業員用駐車マス	◆ 交通誘導員

5 チェックリスト

5 チェックリスト

大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の手続時には、計画施設における配慮事項への具体的な対応について下表の右欄に記入し、届出書類と併せて提出してください。

なお、ガイドラインで示した配慮事項によることが困難な場合、個別の計画に応じた安全性を確保するための措置を対応欄に記載願います。

分類	配慮事項	対応欄
(1) 駐車場出入口		
①	駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。	
②	駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。	
③	入庫ゲートを設置する場合は、道路境界から6m以上の距離を確保すること。	
④	繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。	
⑤	駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦とするよう努めること。	
⑥	駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。	
(2) 車路		
①	路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差部では路面標示等により優先性の明確化に努めること。	
②	駐車場の車路は、一方通行とするなど単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。	
③	徐行を徹底するため路面標示やハンプの設置等を行うよう努めること。	
④	建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。	
⑤	主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口によって退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。	
⑥	駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。	

5 チェックリスト

分類	配慮事項	対応欄
(3) 駐車マス等		
①	必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅 2.5m以上、奥行 5.0m以上とすること。	
②	障害者等用駐車マスは、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。	
③	障害者等用駐車マスは、原則複数設置とし、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とすること。	
④	複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車スペースを設けるよう努めること。	
⑤	大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減に努めること。	
⑥	来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。	
(4) 歩行者用通路		
①	駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員 1 m以上の識別しやすいものとし、車路の横断箇所を極力少なくすること。	
②	島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。	
③	自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員 2m以上とすること。	
④	障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。	
⑤	建物が複数棟ある場合は、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。	

5 チェックリスト

分類	配慮事項	対応欄
(5) その他		
①	歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵を設けるよう努めること。	
②	営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。	
③	駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前などの人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。	
④	駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、切な位置に設けるよう努めること。	
⑤	駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限時も適切な動線を確認すること。	
⑥	夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。	
⑦	駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。	
⑧	グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案して駐車マスを配置するよう努めること。	
⑨	計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け車両の発生が懸念される場合は、駐車場内の安全確保のための対策を講じるよう努めること。	
⑩	道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。	

6 参考文献等

6 参考文献等

■参考文献

- ・「駐車場の交通事故減少に向けた安全性向上のための施設運用に関する研究」
公益財団法人 東京都道路整備保全公社、株式会社サンビーム
- ・「大規模店舗駐車場における横断歩道の安全性と利用に関する利用者の意識構造に関する研究」
山田稔、赤津典生
- ・「大規模店舗駐車場における利用者の経路選択挙動と安全意識に関する研究」
山田稔、赤津典生
- ・「交通事故統計年報」
公益財団法人交通事故総合分析センター
- ・「東北6県の車両事故実態に関するモニタリング調査」
日本損害保険協会東北支部
- ・「駐車場設計・施工指針」
国土交通省
- ・「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」
国土交通省
- ・「道路の移動等円滑化ガイドライン」
財団法人 国土技術研究センター
- ・「駐車場ユニバーサルガイドライン」
財団法人 東京都道路整備保全公社
- ・「ユニバーサルデザインからみた駐車場の利用者評価に関する研究」
財団法人 東京都道路整備保全公社
- ・「土木技術管理規程集（道路Ⅱ編）」
兵庫県
- ・「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」
兵庫県
- ・「福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）」
兵庫県
- ・「グラスパーキング（芝生化駐車場）普及ガイドライン（案）」
グラスパーキング兵庫モデル創造事業検証委員会、兵庫県

■主な関係法令等

- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 福祉のまちづくり条例（平成 4 年兵庫県条例第 37 号）
- ・ 地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）